

県立高等学校及び県立中等教育学校における学校行事に関するガイドライン

県立高等学校及び県立中等教育学校の教育活動再開後における学校行事等の扱いについての基本的な考え方については、令和2年6月29日付け高第1777号高校教育課長通知「県立高等学校等における教育活動等の再開に伴う学校行事等の扱いについて」により示したところですが、「通常登校」の実施に伴う各学校行事の留意事項等について、改めて整理しました。

各学校においては、このガイドラインを踏まえ、学校や生徒の実情に応じて、実施する学校行事について適切に判断するとともに、感染症対策の徹底と学びの保障の両立の観点から実施するようお願いします。

なお、今後、地域の感染状況により、学校行事の扱いや留意事項等については、変更する場合があります。その際は、改めて通知します。

1 学校行事の実施に関する基本的な考え方

- ア 学校の教育活動に関する指導計画の見直しに当たっては、行事と授業のバランスを取りながら、各学校や生徒の実情を踏まえて学校行事の実施について判断すること。
- イ 実施に当たっては、感染防止に万全の措置を講じること。
- ウ 今後の状況の変化に柔軟に対応できるようにすること。

2 各学校行事の留意事項

【終業式・始業式・その他集会】

- 実施に当たっては、3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）の状況が生じないよう留意し、感染防止に万全の措置を講じること。
 - 実施する場合は、参加人数を少なくすることにより生徒の間隔を広くとる、時間を短縮する、各教室において放送等により実施するなどの工夫を行うこと。
- ※卒業式、入学式については、時期を改めて、留意点等を示す予定。

【文化祭について】

- 文化祭は、学習指導要領に定められている特別活動の文化的行事の一つであることから、文化的行事のねらいと内容「平素の学習活動の成果を発表し、自己の向上の意欲を一層高めたり、文化や芸術に親しんだりすること。」（高等学校学習指導要領 平成30年3月告示）を踏まえた上で、感染症対策と生徒の学びの保障の両立の観点から検討すること。（これまでの実施例を踏まえつつも、3つの密を避ける視点からの検討が必要）
- 実施する場合は、不特定多数の人が学校に入りすることによる生徒への感染の恐れがあることから、来場者は生徒と保護者に限定するなどの工夫が必要である。保護者の範囲や人数、入場確認方法、健康確認方法等について各学校で適切に定めること。（事前の広報活動等により、開催当日に混乱が起きないよう留意する。）
- 感染防止の観点から、食品を調理し提供する企画については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2020.6.16Ver.2 文部科学省）」において調理実習は特にリスクの高いものとされていることを踏まえ、生徒が調理した食品を他の生徒等に提供することについ

ては、原則として実施しないこととするなど、特に慎重に判断することが必要である。学校として実施を検討する場合には、保健所と事前に相談し、専門家の意見を踏まえて慎重に判断すること。なお、袋入りの食品や飲料等販売については、感染防止策及び手洗い場所の確保などの措置を講じた上で、各学校で適切に判断すること。

※学校説明会は、文化祭とは趣旨が異なるものであることから、別日程で設定すること。

○3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を避けられているかという観点から、各企画について、各学校でその適否について適切に判断すること。

【体育祭・球技大会】

○体育祭は、学習指導要領に定められている特別活動の健康安全・体育的行事の一つであることから、健康安全・体育的行事のねらいと内容「心身の健全な発達や健康増進、事件や事故、災害等から身を守る安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資するようにすること。」（高等学校学習指導要領 平成30年3月告示）を踏まえた上で、実施に当たっては、近距離で組み合うことや、接触が多い種目は実施しないなど感染状況等を踏まえた適切な内容となるよう留意すること。

○実施に当たっては、不特定多数の人が学校に入り出ることによる生徒への感染の恐れがあることから、来場者は生徒と保護者に限定するなどの工夫が必要である。保護者の範囲や人数、入場確認方法、健康確認方法等について各学校で適切に定めること。（事前の広報活動等により、開催当日に混乱が起きないよう留意する。）

※計画に際しては、「『通常登校』における各教科・科目の授業実施上の留意点」（7月11日付け高校教育課長通知）の「Ⅱ教科別『通常登校』における当面の間の実技や教具の共有を伴う学習活動等の実施上の留意点」の保健体育の記載を参照すること。

○練習や準備の段階から感染防止に万全の措置を講じること。特に、開催当日には、熱中症予防に留意するとともに、生徒の健康観察・体調確認を確実に行い、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある生徒が参加しないよう徹底すること。

【合唱コンクール・学習成果発表会】

○合唱コンクールの実施に当たっては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど慎重に対応すること。また、保護者の参観等がある場合は、その範囲や人数、入場確認方法、健康確認方法等について各学校で適切に定めること。（事前の広報活動等により、開催当日に混乱が起きないよう留意する。）

※合唱コンクールの実施に当たっては、「『通常登校』における各教科・科目の授業実施上の留意点」の「Ⅱ教科別『通常登校』における当面の間の実技や教具の共有を伴う学習活動等の実施上の留意点」の芸術・音楽の記載を参照すること。

○合唱コンクールや学習成果発表会の実施に当たっては、練習や準備などの段階から感染防止に万全の措置を講じること。

○学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議するなど、感染防止に万全の措置を講じること。

○開催当日には、生徒の健康観察・体調確認を確実に行い、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある生徒が参加しないよう徹底すること。

※ホール等で実施の場合、参加人数は「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」（以下、「県対処方針」という）の基準に従うこと。

（座席配置などについて、利用するホール等がガイドラインを作成して

	収容率
屋内	50%以内
屋外	十分な間隔

「県対処方針」の基準
(7月9日現在)

●	●	●		
●		●		●
	●		●	
●		●		●

座席配置の工夫

いる場合は、それに従うこと。) なお、校内で実施する場合も、3つの密を避けるという視点から、生徒の座席の間隔を十分広くとること。

【芸術鑑賞会】

- 芸術鑑賞会の実施に当たっては、鑑賞する生徒に3つの密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）の状況が生じないよう、感染防止に万全の措置を講じること。
 - 学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議するなど、感染防止に万全の措置を講じること。
 - 開催当日には、生徒の健康観察・体調確認を確実に行い、発熱や咳・咽頭痛などの症状がある生徒が参加しないよう徹底すること。
- ※ホール等で実施の場合、参加人数は「県対処方針」の基準に従うこと。（座席配置などについて、利用するホール等がガイドラインを作成している場合は、それに従うこと。）

【修学旅行(国内)、宿泊を伴う行事、遠足】

- 修学旅行等に関しては、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断すること。
 - 延期による変更で保護者の負担が増えないように内容を精査し、当初の旅行金額を越えないよう留意すること。
 - 実施する場合は、令和2年6月23日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課の事務連絡「『旅行関連業における新型コロナウィルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）』について」に基づき、学校総合保険等への加入の検討を含め万全の措置を講じること。
- ※修学旅行を中止する場合は、企画料以外のキャンセル料が発生する前の時点で、判断すること。ただし、実施日が近づいた段階で、県内又は旅行先の感染状況が大きく変化するなど、やむを得ない場合は高校教育課と協議すること。なお、中止や延期に伴い企画料やキャンセル料の支払いが生じた場合の補填の基準や手続きについては、後日連絡する。

【修学旅行(海外)、姉妹校交流等(海外)】

- 修学旅行等については、国の海外渡航に関する動向を踏まえ、現時点では原則「中止」の方向で検討すること。その場合、国内旅行に変えることなどを検討すること。
 - 現時点では「中止」としない場合であっても、旅行実施3カ月前の段階で、外務省の感染症危険情報において、旅行先に「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上のアラートが示されている場合は「中止」とすること。
 - 姉妹校交流については、受け入れ先の学校等ときめ細かく連絡をとること。
- ※修学旅行等を中止する場合は、企画料以外のキャンセル料が発生する前の時点で、判断すること。ただし、実施日が近づいた段階で、県内又は旅行先の感染状況が大きく変化するなど、やむを得ない場合は高校教育課と協議すること。なお、中止や延期に伴い企画料やキャンセル料の支払いが生じた場合の補填の基準や手続きについては、後日連絡する。

【学校説明会】

○学校説明会は、外部の中学生や保護者が参加することによる感染リスクを避けるため、参加者を事前に把握（万一の事態に備えて、参加者の氏名と連絡先（中学校名等）を把握等）するとともに、当日の体温や健康状態を把握するなど感染防止の対応をとること。

○一回当たりの参加人数を制限し座席の間隔を広くとる、時間を短縮する、自校の生徒の手伝いについては、最小限に留める（校舎内等において生徒と中学生が直に接する場面を避けること）、会場入口に消毒液を設置する、参加者にマスクの着用を求めるなど、感染防止に万全の措置を講じること。

※自校の体育館を使用する場合も、十分に座席の間隔をとること。座席が固定されている視聴覚教室等を利用する場合は、「県対処方針」の基準に従うこと。

※ホール等で実施の場合、参加人数は「県対処方針」の基準に従うこと。

（座席配置などについて、利用するホールがガイドラインを作成している場合は、それに従うこと。）

○体験授業や部活動体験を実施する場合は、必要性を十分検討した上で、

「『通常登校』における各教科・科目の授業実施上の留意点」や「部活動の再開ガイドライン」（7月3日付け保健体育課長、高校教育課長通知）を踏まえて実施すること。自校の生徒の手伝いは最小限に留める（生徒と中学生が直に接する場面を避けること）など、感染防止に万全の措置を講じること。

○ホームページを充実することや、学校説明会当日以外にも質問を受け付けることなど、公私合同説明・相談会等が中止となったことを踏まえ、中学生や保護者に十分な情報が伝わるよう、広報活動の充実を図ること。

	収容率
屋内	50%以内
屋外	十分な間隔

「県対処方針」の基準
(7月9日現在)

●		●		
●			●	●
	●		●	
●		●		●

座席配置の工夫

(参考)

学校の教育活動の再開等に伴う学校行事等の扱いについて（6月29日時点）

行事の分類	行事等の例	実施に当たっての方針等
自校の生徒を対象として校内で開催	・学年集会 ・進路説明会 ・講演会（学年単位）	「時差短縮」となるまで「延期」。その後は「校長判断」により実施を可とする。 実施する場合には、感染防止に万全の措置を講じること。
	・体育祭、球技大会 ・講演会（全校単位） ・学習成果発表会 ・合唱コンクール	「通常登校」となるまで「延期」。その後は「校長判断」により実施を可とする。 実施する場合には、感染防止に万全の措置を講じること。 合唱コンクールについては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど慎重に対応すること。
自校の生徒を対象として校外で開催	・遠足 ・修学旅行（国内） ・宿泊を伴う行事	「通常登校」となるまで「延期」。その後は、長時間移動することや、宿泊を伴う場合は集団で宿泊することによる感染リスクについて、県内や旅行先の感染状況を見極めて、「校長判断」により実施を可とする。 実施する場合は、国が6月23日に示した「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第2版）」に基づいた、万全の対応をとること。
	・修学旅行（海外） ・姉妹校交流等（海外）	旅行実施3ヵ月前の段階で、外務省の感染症危険情報において、旅行先に「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上のアラートが示されている場合は「中止」とする。
	・芸術鑑賞会	「通常登校」となるまで「延期」。その後は「校長判断」により実施を可とする。 実施する場合には、感染防止に万全の措置を講じること。 ホール等で実施の場合、人数は県対処方針の基準に従うこと。
自校の生徒、保護者を対象として校外で開催	・合唱コンクール ・学習成果発表会	「通常登校」となるまで「延期」。その後は「校長判断」により実施を可とする。 実施する場合には、感染防止に万全の措置を講じること。 合唱コンクールについては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど慎重に対応すること。 ホール等の定員が明確な施設で実施する場合の参加人数については県対処方針のイベントの開催基準に従うこと。
自校及び他校の生徒等を対象として校内外で開催	・学習成果発表会 ・学習会・研修会	「通常登校」となるまで「延期」。その後は「校長判断」により実施を可とする。 実施する場合には、感染防止に万全の措置を講じること。 ホール等の定員が明確な施設で実施する場合の人数については県対処方針の基準に従うこと。
自校の生徒、保護者及びその他多数により校内で開催	・文化祭、体育祭	「通常登校」となるまで「延期」。その後は「校長判断」により実施を可とする。 実施する場合には、感染防止に万全の措置を講じること。 特に、不特定多数の人が学校に入りすることによる生徒への感染リスクを避ける措置を講じること。 また、食品の取扱いは、家庭科の調理実習の取扱いを踏まえて慎重に判断すること。
中学生、保護者を対象として校内外で開催	・学校説明会	「通常登校」となるまで「延期」。その後は「校長判断」により実施を可とする。 実施する場合には、一度に参加する人数を抑えたり、時間を短縮したりするなど、感染防止に万全の措置を講じること。また、万一の事態に備えて、受付等で参加者の連絡先を把握しておくこと。 ホール等の定員が明確な施設で実施する場合の参加人数については県対処方針のイベントの開催基準に従うこと。